

はじめに

◎第19期288回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：小中、葛西、安部、扇谷、田中、濱田、吉田、森委員

欠席委員：仁田、影原委員

開催日時：平成23年9月13日（火） 14：10～15：30

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

**1.平成24年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（協議）**

島根県連合海区漁業調整委員会事務局から平成24年度島根県連合海区漁業調整委員会の要望事項案として、従来からの懸念事項である日韓新漁業協定の実効確保と韓国漁船の監視取締体制の充実強化に関することとして以下4点が提案され、隠岐海区漁業調整委員会としての意見を協議しました。

1. 竹島の領土権を早急に確立すること
2. 竹島の領土権が確立するまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること
3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること
4. 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、EEZ内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと

【協議の結果】より強く要望するということで、案のとおり要望することとしました。

**2. 隠岐支庁専決許可等取扱方針の見直しについて（報告）**

現在の取扱方針の表記内容に曖昧な部分があり、以下の部分について見直しを検討していることの説明が水産局からされました。

操業区域の記載の中で、「**ただし島前湾内を除く**」、「**ただし島後水道を除く**」、「**自町村地先海域**」という表記がされている場合があるが、その具体的な範囲が明文化されておらず、曖昧な表記になっている。

委員からは、地先のことなので、現場へ出向き漁業者の方々と協議を行い、漁業者や漁業協同組合の意見を聞いた上で調整していくべきだといった意見が出されました。

水産局からは、今後漁業者の方々と漁業協同組合とヒアリング等を行い調整していくという回答がされました。

**3. めばる固定式さし網漁業の違反操業について（報告）**

本年5月末から7月にかけて、めばる固定式さし網漁業の操業区域違反及び許可内容違反に関する情報提供、指導・取締要請が複数件あったことについて報告がされました。また当該報告に併せて、隠岐管内ではさし網の漁業種類が多く（表1参照）、許可あるいは免許内容がそれぞれ異なることから、取り締まりや指導に際して混乱をきたす恐れがあることの説明も行われました。

委員からは、水中灯を始めとした制限条件の確認、今後の動向等について質問・意見が出されました。

（表1）隠岐地区における類似さし網漁業の許可内容比較

漁業種類	さし網漁業		固定式さし網漁業			
	ぶりまきさし網	ぶり固定式さし網	めばる固定式さし網	ひらめ固定式さし網	かさ網	雑魚固定式さし網
制度上の位置づけ	許可漁業	許可漁業	許可漁業	許可漁業	許可漁業	漁業権漁業
使用船舶	15トン未満	15トン未満	15トン未満	10トン未満	10トン未満	制限なし
操業区域	隠岐島周辺10海里以内 (島前湾内を除く) [中村、五箇、都万、海士の中途許可受有者]各地先	隠岐島周辺10海里以内 (島前湾内を除く) [中村、五箇、都万、海士の中途許可受有者]各地先	距岸2海里以遠  [H10年5月以降の新規許可] 自町村地先10海里以内	自町村地先10海里以内 (島前湾内を除く)	[隠岐島後]申請者関係地区第2種共同漁業権設定区域	第2種共同漁業権設定区域
操業期間	6/1～10/31	11/1～翌年5/31	3/15～7/15	5/1～7/31	6/1～10/31	周年
操業時間	日の出～日没(日中)	日没～日の出(夜間)	日没1時間前～日の出(夜間)	日没～日の出(夜間)	午後4時～午前6時(夜間)	制限なし(夜間)
網構造	一重	一重	一重	三重	一重	制限なし(三重)
網長さ	(1艘まき)1,000m以下 (2艘まき)750m以下	750m以下	1,050m以下	800m以下	(みち網)200m以下 (みち網+かさ網)600m以下	500m以内
網丈	35m以下	26m以下	7.9m以下	制限なし	15m以下	100掛以内
網目	8.5cm以上	10cm以上	7.3cm以上 7.9cm以下	(中網)15.2cm以上 (外網)54.5cm以上	9cm以上	6cm以上
その他制限	共同漁業権内同意	水中灯禁止 船体識別塗装	船体識別塗装	制限なし	水中灯禁止	制限なし

**4. 資源管理・漁業所得補償対策の進捗状況について（報告）**

今年度からスタートしている資源管理・漁業所得補償対策の進捗状況について水産局より報告がされました。

- ◎3月30日に制定された島根県資源管理指針について本土側の取り組み地区一部変更に伴い、6月24日及び8月19日に管理指針の一部改正。
- ・資源管理計画の予定数（3月時点、大臣許可は含まず）隠岐地域：30 島根県全体：77
- ・隠岐地域における取り組み状況。  
委員からは、資源管理措置の確認状況や確認方法、違反した場合のペナルティー等について質問がされました。

おわりに

◎全国海区漁業調整委員会連合会会長より、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により特に被害の大きかった、岩手県、宮城県、福島県から平成23年度会費の免除について要望があり、協議の結果、3県の平成23年度会費を免除することとした旨の通知文が届き、当委員会にて事務局より報告がされました。

◎本年も年の瀬を迎えましたが、皆様如何お過ごしでしょうか。日本海側を中心に各地で雪が降り、本年初頭の大雪を思い起こすところです。2011年はこの大雪から始まり、3月11日には東日本を中心とした未曾有の大震災、海外ではタイの大洪水等々、暗いニュースが多い一年だったように感じます。

次年である2012年は、2011年の鬱憤を晴らすように明るいニュースで溢れる一年であることを祈念し、本年最後の隠岐海区便り発行といたします。

**連絡先**  
 隠岐支庁水産局内  
 隠岐海区漁業調整委員会事務局  
 Tel：08512-2-9669  
 Fax：08512-2-9674